



Customs and Trade News



米国相互関税に関する大統領令の概要(2025年9月4日発表内容に基づく)

2025年9月8日

※本ニュース内容は、2025年9月4日の情報に基づき更新しています。

In brief

これまでの動き

2025年7月31日に発令された米国大統領令¹において、米国東海岸時間の8月7日以降各国に課される相互関税の具体的な関税率が明らかになりました。日本、欧州連合(EU)、フィリピン、ベトナム、インドネシア、韓国など、米国と既に合意に至ったことが発表されていた国は概ね合意通りの関税率が発表されており、事前に合意が発表されていなかったタイ、カンボジアなどにおいても、相互関税率が引き下げられました。

反対に、インド、スイスなどの一部の国に対しては、以前発表されていた相互関税率よりも高い税率に引き上げられました。また、カナダに対する国別関税も、同日発表の米国大統領令²に基づき、8月1日より引き上げられています。

その後、トランプ大統領は2025年9月4日に関税に関する米国・日本合意の実施にかかる大統領令³を発表しました。本令では、日本からの輸入品に課す「相互関税」を通常課される関税「MFN (Most Favored Nation) 税率」に追加するのではなく、MFN税率を含めた関税率を一律15%とする特例措置が明記されました。本税率は8月7日にさかのぼって適用されます。そのため、すでに8月7日から相互関税が適用される製品に対し15%以上の関税を払っている場合、関税の還付を受けることが可能です。

¹ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/07/further-modifying-the-reciprocal-tariff-rates/>

² <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/07/amendment-to-duties-to-address-the-flow-of-illicit-drugs-across-our-northern-border-9350/>

³ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/09/implementing-the-united-states-japan-agreement/>

また、本令では3月26日に発表されていた自動車及び自動車パーツへの関税についても見直されました。その結果、本令の発表後7日以内に発行される米国官報の発行日から、自動車・自動車部品の製品別関税は15%となります。

検討すべきアクション

米国の関税政策をめぐる最新動向により、多くの企業が影響度の再評価を進めています。一方、制度理解不足やデータ不足により試算にばらつきが生じている例も見られます。トランプ関税の影響は、株価にも影響を及ぼしており、関税制度の正確な理解と定量的な影響把握は、経営判断に不可欠です。特に米国との貿易に関わる企業では、専門的な分析が求められます。

さらに、米国がEUやASEAN諸国との交渉を進める中で、米国製品に対する関税が引き下げられ、米国以外の市場における日本製品の価格優位性が相対的に低下する可能性があります。グローバルに事業を展開する日本企業にとっては、価格競争力維持の観点から経済連携協定(Economic Partnership Agreement:以下、EPA)や自由貿易協定(Free Trade Agreement:以下、FTA)の活用も重要です。

企業は、上記トランプ関税の影響を俯瞰的にとらえ、経営戦略やサプライチェーン戦略の一環として関税対策に取り組むことが、これまで以上に求められます。

In detail

2025年4月2日に発令された大統領令に基づき、米国は国家安全保障と経済に対する重大な脅威として、恒常的な物品貿易赤字を認定し、相互関税として、追加の関税措置を各国別に講じることを発表しました。

その後、4月9日以降、一律10%のベースライン関税を越える各国別の相互関税については7月31日まで適用が延期されました。その間、各国は米国との交渉を重ね、結果、米国と貿易・安全保障の約束を交わした国々には、関税の緩和や例外措置が適用されました。一方で、交渉に応じない、または対応が不十分とみなされた国々には、追加の関税が課されることとなりました。この追加関税率は、米国東海岸時間8月7日以降に発効する予定です。8月1日時点で発表されている具体的な税率は後述の表1の通りですが、4月5日以降課されていた一律10%のベースライン関税と比較すると、基本的にほとんどの国の商品が、米国に輸入される際により高い関税が課されることとなります。なお、相互関税率は、米国輸入通関時に通常課される関税「MFN(Most Favored Nation)税率」に上乗せして課されることにも注意が必要です。

第三国経由による関税回避の阻止

今回新たに、相互関税を意図的に回避するための迂回輸入が発覚した場合、40%の追加関税が課され、罰金やその他の徴収も適用される可能性があることも発表されています。

相互関税は、輸出国・最終加工地ではなく、米国の規程上それぞれの「原産」と認められる国に基づき適用されます。米国の非特恵原産地判定の基準は定量的ではなく定性的なため、非常に複雑です。原産地判定の運用方法については不透明な部分もありますが、企業は、米国の法令を十分に理解した上で、自社製品が米国の規程上どこの原産とみなされるべきか説明できる準備を整えておくことが肝要と言えます。

以下、いくつか主要な国・地域別に詳述します。

日本

2025年7月31日に発表された米国大統領令では、日本に対する相互関税は、トランプ大統領が7月7日に石破総理大臣宛の書簡で提示していた25%から、15%まで引き下げられました。さらにその後、2025年9月4日に発表された米国大統領令にて、15%以上のMFN税率が適用されている製品には追加の相互関税を課さず、15%を下回るMFN税率適用品については、MFN税率と相互関税の合計が15%になるように調整されることが追加的に発表されました。なお、本税率は8月7日にさかのぼって適用されます。そのため、すでに8月7日から相

互関税が適用される製品に対し 15%を超える関税を払っていた場合、超過分の関税については、還付を受けることが可能です。

製品別関税については、8月1日時点で米国政府からは正式な発表がなかったため、自動車・自動車部品には引き続き 25%の関税が課される状態でした。一方で、2025年9月4日に発表された米国大統領令では、3月26日に発表されていた自動車及び自動車パーツへの関税も見直されました。その結果、本令の発表後7日以内に発行される米国官報の発行日から、自動車・自動車部品の製品別関税は 15%となります。

なお、ホワイトハウスが発表したファクトシート⁴によると、日本との交渉の一環として日本政府は、エネルギー、半導体、重要鉱物、医薬品、造船などの分野において、米国に 5,500 億ドルの投資や、航空機や防衛装備品の直接購入、自動車・トラックや産業機械、消費財の市場開放などを約束したとされています。2025年9月4日に発表された米国大統領令では、資金の提供方法や受益者についての詳細は明らかにされていませんが、投資内容は米国政府が選択するとした記述があります。また、ミニマムアクセス制度に基づく米国産米の調達を 75%増加させるほか、年間約 80 億ドルの米国産穀物や肥料の調達等も明記されました。

EU

EUは、7月27日の合意内容のとおり、MFN税率が15%を下回る製品については、MFN税率含め関税率が一律15%になるように設定されています。また、MFN税率が15%を超える輸入品については、実質的な追加関税は課されないように設定されています。

さらに、米国とEUとの間においても自動車・自動車部品関税を15%へ引き下げられることで合意されました⁵。自動車及び自動車部品にかかる製品別関税の見直しは発表されていないため引き続き 25%の関税が課される状況ですが、日本の場合とは異なり、欧州産自動車への 15%への引き下げについてはホワイトハウス発表のファクトシート⁶においても明示されています。加えて、今後発動が想定される、半導体や医薬品に対する製品別の追加関税についても 15%を上限とすることが、EU⁷と米国のいずれからも発表されています。この合意内容には、厳格な原産地規則が検討されることも含まれており、本合意内容が米国および EU のみに適用され、第三国には及ばないように設計される予定です。

なお、EUはその見返りとして、2028年までに米国から 7,500 億ドル相当のエネルギー輸出を購入することに合意し、加えてトランプ政権下で米国経済に 6,000 億ドルの投資を行うことを約束しました。これは、現在 EU 企業が米国に投資している 1,000 億ドルに加えられるものです。さらに、EUは米国製の軍事装備品の大規模な購入にも合意しています。

ファクトシートでは、EUが特定の米国製品に対する関税を撤廃することへのコミットメントが示されており、米国から EU に輸出される工業製品に対する関税は基本的には撤廃される予定です。また、EUは工業製品以外の複数の分野において関税を撤廃し、その他の米国製品については輸入割当を設定する方針です。

さらに、EUは米国の工業製品および農産物の輸出に影響を与える非関税障壁の解消にも取り組むことを約束しています。工業製品については、特に中小企業の輸出者に影響を与える規制要件や手続き上の負担を軽減するための取り組みが進められます。農業分野では、米国産豚肉や乳製品などの輸入に関する衛生証明書の要件を簡素化するなど、輸入手続きの効率化が図られる予定です。

スイス

4 <https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/07/fact-sheet-president-donald-j-trump-secures-unprecedented-u-s-japan-strategic-trade-and-investment-agreement/>

5 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_25_1930

<https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/07/fact-sheet-the-united-states-and-european-union-reach-massive-trade-deal/>

6 <https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/07/fact-sheet-the-united-states-and-european-union-reach-massive-trade-deal/>

7 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_25_1930

EUの一部ではないスイスは、対照的に貿易交渉の内容が米国に十分認められず、相互関税率が従来発表されていた31%から39%へと引き上げられることになりました。これを受け、スイスでは可能な限り早期に低い税率を獲得するための交渉が進められていると、各社が報じています。

ASEAN 諸国

ASEAN諸国については、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム、カンボジア、インドネシアといった主要なASEAN加盟国には、ほぼ同水準の追加関税が課されることになりました。具体的には、ベトナムが20%、その他の5カ国が19%の追加関税率とされています。

この変更により、2025年4月の相互関税発表時点でフィリピンが有していた相対的な優位性は失われました。当時、フィリピンは他のASEAN諸国よりも低い関税率が発表されており、米国市場における競争力があるように見受けられましたが、今回の修正によりその差は解消され、主要なASEAN諸国に対する関税水準はほぼ横並びとなりました。

一方で、シンガポールに対してはベースライン関税10%が維持されています。ただし、ここで注意すべきは、既に述べたように、米国の相互関税制度は「輸出国」ではなく「原産国」に基づいて関税が判定されるという点です。つまり、たとえ他のASEAN諸国で生産された商品をシンガポール経由で米国に輸出したとしても、シンガポールの10%という比較的低い相互関税率は適用されず、原産国に応じた(上記の国であれば19~20%)追加関税が課されることになります。

さらに、前述のとおり、今回の大統領令では、関税回避を目的とした迂回輸入に対して厳しい措置が導入されており、該当する場合には40%という非常に高い追加関税が課されるリスクがあります。したがって、企業がシンガポールを経由地として利用する場合には、関税回避のための迂回輸入と見なされないよう、適切な原産地の申告を行うことが極めて重要です。

中国

中国は今回の大統領令に含まれていません。中国に対する追加関税については、2025年5月12日に発令された別の大統領令⁸によって、8月12日まで、20%の国別関税および10%ベースライン関税を合計した30%に据え置きされています。

インド

インドについても、8月7日以降、当初発表された相互関税率と同じ25%の関税が適用されます。さらに、インドによるロシア産原油の購入を理由に、相互関税に加えて、8月27日から追加的な25%の関税引き上げが実施されることも発表されました。⁹

カナダ・メキシコ(国別関税対象国)

2025年3月以降、米国はカナダおよびメキシコの両国に対し国別関税として、原則として25%の追加関税を課してきました。しかし、前述の相互関税の見直しにかかる大統領令と同日の2025年7月31日に発令された別の大統領令¹⁰において、カナダに対する国別関税は35%に引き上げられることになりました。こちらは、米国東海岸時間の8月1日より、既に効力を発しています。

8 <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/05/modifying-reciprocal-tariff-rates-to-reflect-discussions-with-the-peoples-republic-of-china/>

9 <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/08/addressing-threats-to-the-united-states-by-the-government-of-the-russian-federation/>

10 <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/07/amendment-to-duties-to-address-the-flow-of-illicit-drugs-across-our-northern-border-9350/>

なお、35%の引き上げの対象となっている製品は、あくまでも今まで25%が適用されていた範囲に限定されているため、例えば10%が課されていた特定のエネルギー製品などについては引き続き10%が適用されます。また、以前と同様に、製品別関税などとの優先順位は保たれ、重複課税はしないことが明示されているため、例えば自動車・自動車部品関税の対象製品は、35%の相互関税ではなく、25%の自動車・自動車部品関税が課されます。

一方、メキシコに対しては、7月31日のトランプ大統領のSNSの投稿において、メキシコとの交渉の結果、引き続き25%の関税率を90日間維持されることが述べられており、現時点では国別関税の引き上げは発表されていません。

両国に対する追加関税は当初より、USMCA(米国・メキシコ・カナダ協定)に基づく原産地規則を満たす製品については、追加関税の対象外とされており、カナダから米国へ輸入する製品については、関税率が35%に引き上げられたことで、USMCAの適用の重要性がこれまで以上に高まります。

考察

2025年9月4日に発表された米国大統領令では、相互関税に加え、自動車及び自動車パーツの関税の引き下げについても発表されましたが、依然として米国への輸入には高関税が適用されています。米国において事業を展開する多くの企業では、すでに米国の関税政策が自社に与える影響について一定の分析を進めており、今回の最新動向を踏まえ、影響度合いの再評価を実施する動きが加速すると考えられます。

しかしながら、関税制度に対する理解不足や、分析に必要なデータの不備などにより、影響額の試算に大きな乖離が生じているケースも散見されます。トランプ関税の影響は株価にも影響を与えており、関税制度の正確な理解と制度変更に伴う影響の定量的把握は、経営判断において極めて重要です。特に米国との貿易に関わる企業にとっては、制度の変化がサプライチェーン、価格戦略、財務予測に直結するため、専門的な知見を活用した精緻な分析が求められます。

さらに、今回の米国による各国との貿易交渉は、米国以外の市場にも直接的な影響を及ぼす可能性があります。現時点では、米国はEUやASEAN諸国とFTAを締結していないため、米国製品の輸入に通常の関税が課されています。一方、日本はEUやASEAN諸国とEPAを締結しており、これらの協定を適用することで、日本製品には関税が課されないか、課されたとしても低関税での輸入が可能でした。

しかし、米国との交渉により、EUをはじめとする複数の国が米国製品に対する関税の削減または撤廃を発表しています。これにより、今後、EU市場やASEAN市場において、日本製品は米国製品と同じ関税条件となり、従来の低関税の優位性が相対的に薄れる懸念があります。言い換えれば、EPAやFTAを活用しなければ、米国製品よりも価格競争力が劣る可能性があり、EPA/FTAの適用は単なる関税コスト削減にとどまらず、競争力維持の観点からも重要な戦略となります。

以上のとおり、米国の相互関税政策の影響は、米国向け製品に限らず、より広範な市場に及ぶ可能性があります。企業としては、米国の関税政策に注目するだけでなく、また関税を単なるコスト要因として捉えるのではなく競争力の維持・強化の一環として、グローバルにおける事業戦略・買収戦略・サプライチェーン戦略・調達戦略などの初期段階から、関税を考慮することが一層強く求められます。

表1: 8月7日以降の各国の追加関税率

(%)

国	7月31日以前 発表追加関税率*	8月7日(EST)以降適用追 加関税率	差異
Afghanistan	10	15	5
Algeria	30	30	0
Angola	32	15	-17

国	7月31日以前 発表追加関税率*	8月7日(EST)以降適用追 加関税率	差異
Bangladesh	35	20	-15
Bolivia	10	15	5
Bosnia and Herzegovina	30	30	0
Botswana	37	15	-22
Brazil	50	50 ¹¹	-40
Brunei	25	25	0
Cambodia	36	19	-17
Canada(国別関税) ¹²	25	35	10
Cameroon	11	15	4
Chad	13	15	2
Costa Rica	10	15	5
Côte d'Ivoire	21	15	-6
Democratic Republic of the Congo	11	15	4
Ecuador	10	15	5
Equatorial Guinea	13	15	2
European Union	30	MFN15%超 0% MFN15%未満 (15%-MFN%)	-15
Falkland Islands	41	10	-31
Fiji	32	15	-17
Ghana	10	15	5
Guyana	38	15	-23
Iceland	10	15	5
India	26	50% ¹³	-1
Indonesia	32	19	-13
Iraq	30	35	5
Israel	17	15	-2
Japan	25	MFN15%超 0% MFN15%未満 (15%-MFN%)	-10
Jordan	20	15	-5
Kazakhstan	25	25	0
Laos	40	40	0
Lesotho	50	15	-35
Libya	30	30	0

11 <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/07/addressing-threats-to-the-us/>

12 カナダ・メキシコについては、2025年2月1日に発表された国別追加関税の対象とされており、2025年4月2日に発表された相互関税からは対象外とされている。

13 ロシア産原油の購入を理由に、相互関税に加えて、8月27日から追加的な25%の関税引き上げが実施された。

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/08/addressing-threats-to-the-united-states-by-the-government-of-the-russian-federation/>

国	7月31日以前 発表追加関税率*	8月7日(EST)以降適用追 加関税率	差異
Liechtenstein	37	15	-22
Madagascar	47	15	-32
Malawi	17	15	-2
Malaysia	25	19	-6
Mauritius	40	15	-25
Mexico(国別関税)	25	30	5
Moldova	25	25	0
Mozambique	16	15	-1
Myanmar (Burma)	40	40	0
Namibia	21	15	-6
Nauru	30	15	-15
New Zealand	10	15	5
Nicaragua	18	18	0
Nigeria	14	15	1
North Macedonia	33	15	-18
Norway	15	15	0
Pakistan	29	19	-10
Papua New Guinea	10	15	5
Philippines	20	19	-1
Serbia	35	35	0
South Africa	30	30	0
South Korea	25	15	-10
Sri Lanka	30	20	-10
Switzerland	31	39	8
Syria	41	41	0
Taiwan	32	20	-12
Thailand	36	19	-17
Trinidad and Tobago	10	15	5
Tunisia	25	25	0
Turkey	10	15	5
Uganda	10	15	5
United Kingdom	10	10	0
Vanuatu	22	15	-7
Venezuela	15	15	0
Vietnam	46	20	-26
Zambia	17	15	-2

国	7月31日以前 発表追加関税率*	8月7日(EST)以降適用追 加関税率	差異
Zimbabwe	18	15	-3

* 7月31日以前の関税率は、トランプ大統領が発行したレターの内容および下記などを基に PwC 関税貿易アドバイザリー合同会社にて作成
<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/07/further-modifying-the-reciprocal-tariff-rates/>

<https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/07/fact-sheet-president-donald-j-trump-continues-enforcement-of-reciprocal-tariffs-and-announces-new-tariff-rates/>

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/07/amendment-to-duties-to-address-the-flow-of-illicit-drugs-across-our-northern-border-9350/>

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 関税貿易アドバイザリー合同会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

米国関税に関するアドバイザリーサービス

<https://www.pwc.com/jp/ja/services/tax/customs/us-tariffs.html>

パートナー

Robert Olson

ディレクター

芦野 大

シニアマネージャー

濱田未央

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 149 カ国に 370,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザリーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2025 PwC Customs and Trade Advisory LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.